

令和3年度外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修 実施要項

1 目的

日本語指導が必要な児童生徒等の増加等を踏まえ、学校教育法施行規則が改正され、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能となった。新学習指導要領において、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導」の重要性が示されている。さらに、「出入国管理及び難民認定法」が平成30年に改定され、日本語指導が必要な児童生徒等が今後さらに増加することが予想される。このような実態を踏まえ、児童生徒等の実態に応じた適応指導・日本語指導を関係機関と連携し、受け入れ体制を整備するなど、組織的・計画的に学校全体で行うことを指導できる教職員の専門性を高めることが必要である。

本研修では、新学習指導要領に基づいて、地方公共団体や学校全体での外国人児童生徒等の受け入れ体制の整備、関係機関との連携、特別の教育課程の編成や通級による指導を含めた日本語指導の方法について、必要な知識等を習得する。さらに本研修後の成果活用を通して、1) 外国人児童生徒等に対する教育の推進に専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2) 学校や地域において研修を企画・実施し、学校、地域の教職員の専門性向上を推進する力を習得した指導者の養成を図る。

2 主催 独立行政法人教職員支援機構、三重県教育委員会

3 共催 文部科学省

4 期間 令和3年10月4日（月）～令和3年10月6日（水）

5 実施方法 Web 会議サービスを用いた同時双方向通信によるオンライン研修

6 配信元 独立行政法人教職員支援機構 つくば中央研修センター
〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地

7 定員 80名（4ユニット）

8 受講者

（1）受講資格

本研修の内容を踏まえ、各学校や地域において研修を企画・実施する指導者として活動を行う者

- ① 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの外国人児童生徒等教育担当者並びに準じる者
- ② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長、副校長、教頭
- ③ 外国人児童生徒等に対する日本語指導等について経験を有する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校等の主幹教諭、指導教諭及び教諭等

※「第5次男女共同参画基本計画」〔令和2年12月25日閣議決定〕を踏まえ、本研修における女性教職員の割合を25%以上とすることを、当機構として目指している。女性の積極的な推薦について配慮すること。

（2）推薦人数

各都道府県・指定都市においては1名程度とする。

なお、中核市を有する都道府県においては、各中核市からの推薦人数を1名以内とした上で、上記基準を超過して推薦できるものとする。

(3) 推薦手続

推薦期限は、令和3年9月7日(火)とする。

各都道府県・指定都市教育委員会においては、「研修情報登録システム」により推薦を行う。

中核市教育委員会においては、[様式1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修情報登録システム」により推薦を行う。

私立学校においては、都道府県知事部局に連絡し、都道府県知事部局が、教職員支援機構（電子メール「kk2@ml.nits.go.jp」）宛てに、[様式1]により推薦を行う。

国公立大学法人及び独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、各機関に担当部局が取りまとめの上、教職委員支援機構（電子メール「kk2@ml.nits.go.jp」）宛てに、[様式1]により推薦を行う。

(4) 受講者の決定

各都道府県・指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、三重県教育委員会と教職員支援機構が協議の上決定し、通知する。定員を超過する場合は、受講者を調整する場合がある。

9 研修内容

地域や学校における研修を企画・実施する指導者として必要な知識や方法について学ぶ講義、演習、協議を行う。

1日目は、外国人児童生徒等教育に関わる基本的な講義を通し、本研修の目的をつかむとともに、各地域や学校における外国人児童生徒等教育推進上の現状と課題について分析・把握し、各組織で必要な研修について考える。

2日目は、外国人児童生徒等の心理と学習の過程について理解を深める。また、日本語指導の方法と授業づくりに関して、外国人児童生徒教育に関する先進事例から具体的な取組について学ぶ。

3日目は、発達段階別の指導方法を知るとともに、本研修成果を活用した研修プランを作成し、研修のまとめを行う。

日程の詳細は別紙1「日程表」のとおりとする。

10 事前課題

(1) 研修成果活用計画書の作成

受講者及び所属長は事前に「研修成果活用計画書」を作成し、提出すること。なお、様式、提出方法等については、受講者決定時に別途連絡する。

(2) その他の事前課題

その他の事前課題がある場合は、受講者決定時に別途連絡する。

11 研修成果の活用

本研修は、受講者の研修成果を各学校や当該地域で活用することを前提としている。そのため、研修終了後、1年程度の期間後に、研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査を実施する。推薦者は、研修修了者に対し、研修成果を効果的に活用する機会の提供、確保等の配慮をすること。

12 その他

(1) 所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。受講者推薦の際に、必ず受講者の氏名を確認し、正確に記入すること。

- (2) 本研修は、Web 会議サービス「Zoom ミーティング」((株)Zoom ビデオコミュニケーションズ)を用いて同時双方向通信を行うオンライン研修である。受講に当たっては、当該ソフトウェアのインストールや安定したインターネット通信環境の確保の他、相互に音声・映像をやりとりする協議等ができるよう、音声マイク・Web カメラ等の必要機器を備えた端末を、1人1台準備すること。
- (3) 受講者が研修に専念できるよう、推薦者には適切な受講環境及び研修時間の確保等、特段の配慮をお願いします。
- (4) 本研修の受講に際し、特別な配慮が必要な者(障害、持病等)を推薦する場合には、事前に教職員支援機構に相談すること。

令和3年度 外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修 日程表

	8:45	9:00	10:15	10:30	12:00	13:00	14:30	14:45	16:15
10/4 (月)	開 講 式	第1講 講話	第2講 講義			昼 休 憩	第3講 講義	第4講 講義	
		外国人児童生徒等に対する教育の最新の動向 文部科学省 ・外国人児童生徒等に対する教育行政の最新の動向について理解を深める。 ・新学習指導要領の趣旨の理解を深める。	本研修の目的 －外国人児童生徒等教育を担当する教員の資質・能力とその育成－ ・本研修の目的と内容について理解することで、研修に対する意欲の向上を図る。				外国人児童生徒等教育の現状と課題 －多文化共生・学習権・市民性の視点から－ ・各地域や学校における外国人児童生徒等教育の現状と推進上の課題について様々な視点から分析する。	外国人児童生徒等の受入れ・指導体制 －自治体・学校の体制作りとその例－ ・組織的かつ計画的に行う指導について受け入れや指導体制について事例をもとに、理解を深める。また、スペシャルニーズを二つもつ教育・支援についても考える。	
10/5 (火)	第5講 講義				昼 休 憩	第6講 講義・演習			
	外国人児童生徒等の心理と学習の過程 ・認知発達と言語習得、母語・母文化、アイデンティティ、外国人児童生徒等の心理と適応について理解を深める。また、実態把握や日本語プログラム、小・中・高の教育・指導の関連・連接化についても学ぶ。					日本語指導の方法と授業づくり －取組実践から－ 三重県教育委員会 ・三重県内の外国人児童生徒等の指導体制や教育実践での先進的な取組を行っている学校の様子を視聴し、日本語指導や「JSLカリキュラム」による教科と日本語の統合学習等について理解を深める。			
10/6 (水)	第7講 講義	第8講・前半 講義			昼 休 憩	第8講・後半 講義	第9講 講義・演習		閉 講 式
	児童生徒の年齢的発達と日本語指導(小学生) －実態把握と日本語指導－ ・実態把握と学習評価についてその方法を知るとともに、小学生段階での指導方法を知り、保護者の理解と学校参画を得るプロセスを学ぶ。	児童生徒の年齢的発達と日本語指導(中学生) －日本語指導とキャリア・多文化共生－ ・中高生の指導方法を知るとともに、キャリア教育の在り方や多文化共生の取組について理解を深める。				児童生徒の年齢的発達と日本語指導(中学生) －日本語指導とキャリア・多文化共生－ ・中高生の指導方法を知るとともに、キャリア教育の在り方や多文化共生の取組について理解を深める。	研修成果の活用に向けて －研修のまとめ・研修プランの作成－ ・研修成果を活用して各自の組織での実施を想定した研修プランを作成することを通して、本研修で学んだことを振り返るとともに、外国人児童生徒等に対する教育を推進するリーダーとしての自覚を深める。		
	8:45	10:45	11:00	12:00	13:00	14:00	14:15	15:45	16:00